

瀬戸市福祉保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 38 号

瀬戸市福祉保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市福祉保健センター条例施行規則（平成 5 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（使用の許可）</u></p> <p>第 4 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p><u>（入館の制限）</u></p> <p>第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、福祉保健センターの入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>— <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者</u></p> <p>— <u>福祉保健センターの建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者</u></p> <p>— <u>その他福祉保健センターの管理上支障があると認める者</u></p> <p><u>（入館者及び使用者の遵守事項）</u></p> <p>第 6 条 <u>福祉保健センターに入館した者（以下「入館者」という。）及び使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p>	<p><u>（利用手続）</u></p> <p>第 4 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p><u>（利用者の遵守事項）</u></p> <p>第 5 条 <u>福祉保健センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p>

<p>から まで <省略> (損傷等の届出)</p> <p><u>第7条</u> <u>入館者及び使用者は、建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその事由を具して市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> <省略></p>	<p>から まで <省略> (損傷等の届出)</p> <p><u>第6条</u> <u>利用者は、建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその事由を具して市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> <省略></p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。